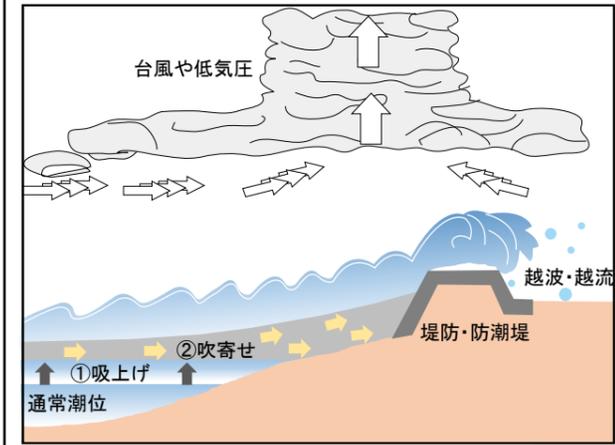


東京湾沿岸（神奈川県区間）における高潮浸水想定区域等の見直しの概要

高潮とは



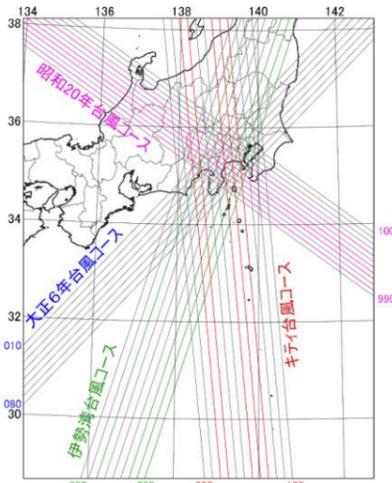
- 高潮は主に、①気圧の低下による吸上げ、②風による吹寄せにより発生します。
- 台風の中心付近の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。
- 気圧が1hPa低くなると、海面は約1cm上昇します。
- さらに、強風が海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が上昇します。

水防法の改正と区域見直しの経緯

- ・ 高潮に対する避難体制等の充実を図るため、平成27年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を公表する制度が新たに創設されました。
- ・ 本県では、地盤が低く、地下街なども多い、東京湾沿岸での検討に先行して着手し、平成31年4月には全国初となる高潮浸水想定区域の指定を実施しました。
- ・ しかし、令和元年台風第15号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、国が「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定したことに伴い、東京湾沿岸の高潮浸水想定区域等の見直しを行いました。

高潮浸水シミュレーションの条件

- 【想定する台風】
- ・ 中心気圧：910hPa（室戸台風）
 - ・ 最大旋衡風速半径：20, 30, 40, 75km
 - ・ 台風の移動速度：20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h
 - ・ 台風の経路：図に示す14のコース
- ※それぞれの組合せ計84パターンで検討



- 【潮位の条件】 ※下線の条件をH31年公表時から変更シミュレーションを行う際の初期潮位は、東京湾沿岸で設定されている朔望平均満潮位 T.P.+0.9mに、想定される異常潮位 0.14mを加え、T.P.+1.04mとしています。
- 【台風による降雨】 台風時の降雨を想定し、一級河川及び二級河川で洪水が同時に発生することとしています。想定する洪水は、河川整備の目標とする計画規模の降雨によるものとしています。
- 【施設の条件】 堤防、護岸等の施設は最悪の事態を想定して、水位や波が構造物の設計条件を超えた時点で壊れることを基本としています。（倒壊しない場合も検討）

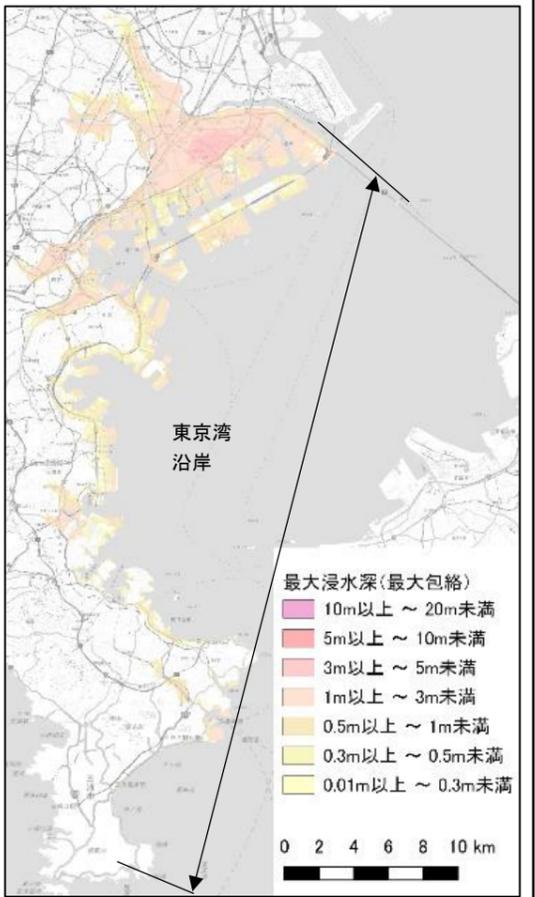
構造物の種類	条件
海岸護岸等	次のいずれかで決壊 ①前面の潮位が計画高潮位を超える ②越波流量が許容越波流量を超える
河川堤防	河川の水位が氾濫開始水位を超えた段階で決壊 ※多摩川の高規格堤防は越流しても決壊しない
防波堤	代表施設前面の波高が設計波高を超えた段階で全て破壊
沖合消波施設	潮位もしくは波浪が設計条件に達した段階で全て破壊
水門等	操作規則通りに運用されるものとみなし、周辺の堤防と同時に決壊

※ 河川堤防で、未完成区間は、現況の高さで壊れない高さを超えた段階で決壊
※ 多摩川に整備されている高規格堤防は決壊しない

高潮浸水想定区域

市	区	平成31年4月公表 最大浸水面積 (km ²)	見直し結果 最大浸水面積 (km ²)
川崎市	川崎区	27.0	33.5
	幸区	7.4	6.6
	中原区	1.0	3.3
横浜市	鶴見区	13.5	19.2
	神奈川区	2.9	4.1
	西区	1.9	2.6
	中区	4.3	11.4
	南区	0.6	1.9
	保土ヶ谷区	0.7	0.7
	磯子区	0.6	3.3
	金沢区	2.5	8.7
	港北区	3.2	4.2
港南区	-	0.0 (※)	
横須賀市	東京湾側	2.9	8.8
三浦市	東京湾側	0.1	0.2
合計		68.6	108.5

- ・ 沿岸の構造物の決壊条件について、決壊あり・なしの両方を考慮したことや、想定する台風の経路、半径等の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定したこと等により、平成31年公表時よりも浸水面積が増加しました。
- ・ また、今回新たに越波等により家屋が倒壊する危険のある区域を「家屋倒壊等氾濫想定区域図」として新たに公表します。



見直し後の高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深）
背景図典：国土地理院タイル

高潮特別警戒水位

- ・ 高潮浸水想定区域の見直しに伴い、沿岸4市の計12区間で定めていた水位を再検討し、3区間に集約しました。
- ※ 高潮特別警戒水位は、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、海岸や河川から高潮による氾濫が発生する危険性を「高潮氾濫発生情報」（警戒レベル5相当（緊急安全確保））として皆様にお知らせする基準となる水位です。

市	エリア	現行水位	見直し結果
川崎市	川崎港東部	T.P.+2.85m	T.P.+1.50m
	川崎港西部	T.P.+2.90m	
	浮島	T.P.+2.85m	
	東扇島	T.P.+3.00m	
横浜市	扇島	T.P.+3.05m	T.P.+1.35m
	横浜港北部	T.P.+1.40m	
	横浜港中部	T.P.+2.05m	
	横浜港南部	T.P.+1.40m	
横須賀市 三浦市	大黒ふ頭	T.P.+1.70m	T.P.+1.65m
	横須賀港北部	T.P.+1.70m	
	横須賀港南部 金田湾	T.P.+1.80m T.P.+1.50m	

今後の対策

- ・ 水防法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位に達した場合は、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求め、住民の皆様にお知らせします。
- ・ また、沿岸市は避難場所や避難経路等を記載したハザードマップの作成等を行います。